

会津坂下町内の未給水地区等の世帯主の皆様へ

会津坂下町未給水地区等世帯生活支援給付金のお知らせ

物価高騰により生活に影響を受けている、町内の上水道を利用していない世帯に対し生活支援を目的として、下記のとおり給付します。

交付対象者

給付金の交付対象者は、会津坂下町の住民基本台帳に登録されている住所地で、井戸水、沢水又は地下水のみを生活用水として利用している世帯の世帯主とします。ただし、同一の住所地に2以上の世帯がある場合は、当該世帯主の代表者とします。

給付金の額

11,980円

申請期間及び提出書類

申請期間：令和7年6月1日から令和7年12月末日までに以下の書類を会津坂下町建設課上下水道班に提出してください。

提出書類：

- ・会津坂下町未給水地区等生活支援給付金事業交付申請書(様式第1号)
- ・申請者確認書類(運転免許証、健康保険証、年金手帳又はマイナンバーカード等のいずれかの写し)
- ・振込先金融機関口座確認書類(通帳(口座番号が書かれた部分)やキャッシュカード等のいずれかの写し)

申請書について

発送の準備が整い次第、世帯主宛てに申請書を郵送いたします。なお、申請書は、会津坂下町ホームページからダウンロードできます。また、会津坂下町建設課上下水道班で配付いたします。

お問い合わせ・申請書提出先

〒969-6592

福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662番地

会津坂下町建設課上下水道班業務係

電話番号：0242-84-1530

Q & A（未給水地区等生活支援給付金）

未給水地区等生活支援給付金交付対象者等に関すること

Q 給付金の対象者は誰になりますか？

A 会津坂下町の住民基本台帳に登録されている住所地で、井戸水、沢水又は地下水のみを生活用水として利用している世帯の世帯主です。

Q 自宅は上水道を使っているのですが、自宅とは別に小屋を持っており、そこでは井戸水を利用しています。小屋の住所で申請したら給付の対象となりますか？

A 住民登録のある住所地が対象となりますので、仮に小屋で生活を行っていたとしても対象外となります。

Q 給付金は一人当たり11,980円ですか？

A 給付金は一世帯11,980円です。

給付金の申請に関すること

Q 給付金の申請は誰が行うのですか？

A 申請は世帯主が行います。

Q 申請書は送られてくるのですか？

A 発送の準備が整い次第、世帯主宛てに郵送いたします。なお、申請書については会津坂下町ホームページからもダウンロードできます。また、会津坂下町建設課上下水道班で配付いたします。

Q 給付金は申請しないと交付を受けられないのですか？

A 申請が必要です。なお、受付期間は令和7年6月1日から令和7年12月末日までとなっています。

給付金の交付に関すること

Q 給付金は今後も交付されるのですか？

A 給付金交付は、一世帯一回だけとなります。

Q 給付金はいつ頃交付されますか？

A 申請書受付後、内容に問題がなければ令和7年6月下旬から随時交付していきます。